

# 第5回 新しい人権と日本国憲法

2004.10.12 憲法を学ぶ会  
奥野恒久（室蘭工業大学）

## 憲法をめぐる動き

- ・パウエル米国務長官、イラクの大量破壊兵器について「どのような備蓄も見つかっていない。今後も発見されないだろう」と公の場で初めて表明（9.13）。アナン国連事務総長、英BBC放送に「イラクを攻撃するかどうかの決定は安保理で行われるべきであり、（これを無視して）単独で決定すべきではなかった」と批判（9.15）。小泉首相、（アナン発言について）「そうは思わない。解釈の違いは国によってあるが、（イラク攻撃を支持したのは）正しかった」（9.20）。ラムズフェルド米国防長官、フセイン元大統領とアルカイダの関係について「双方が連携していたという確たる証拠は得ていない」（10.4）。米政府イラク調査グループのチャールズ・ダルファー団長、イラクに「大量破壊兵器はなかった」と最終報告書公表（10.6）

## 最終報告から見えたこと

- ・ブッシュ政権による先制攻撃は、何ら正当性のない違法な侵略攻撃
- ・小泉政権の対応は、非主体的な対米追随にもとづく侵略への加担
- ・「安全保障と防衛力に関する懇談会」、テロなど新たな脅威に対処する「多機能で弾力的な防衛力」整備、自衛隊の国際平和維持活動の「本来任務」への格上げ、武器輸出三原則の緩和などを盛り込んだ最終報告書を提出（10.4）
- ・教育基本法「改正」に「賛成」59%、「愛国心」法制化66%肯定（9.26改新）
  - 現代の教育を取り巻く問題は、道徳心や愛国心の欠如が原因か？
- ・日本経団連、「税制『改正』要望」を発表。2007年度に消費税10%まで引き上げ、法人税を引き下げ、環境税導入に反対（9.17）。第2次政党通信簿を発表（9.22）
- ・『警察白書』、地域住民やボラティアによる防犯パトロールなど、「自らの安全は自らで守る」取り組みの重要性を強調（10.1）

## （1）新しい人権と現憲法

“新しい人権（プライバシー権、環境権、知る権利）は現憲法の下では主張できないのか？”

現憲法にプライバシー権、環境権、知る権利という文言はない  
人権とは、「人間が人間として生きていくための不可欠な権利」

憲法に規定されているものだけが人権ではない

人権条項の解釈

### ・憲法21条の表現の自由から導かれる「知る権利」（学説上）

情報の「送り手」の自由 + 情報の「受け手」の自由

- ・「知る権利」を国民主権原理や政治参加の権利を根拠に主張する見解も
- ・国民の「知る権利」に言及した判例はある（博多駅事件、最高判1969.11.26）が、

情報開示請求権の根拠として明確に位置づけた判例はない

- ・「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(1999.5)にも「知る権利」は明示されていない

### 憲法13条の解釈

- ・日本国憲法の人権条項中、12・13条は個別規定の前におかれた総則的規定と一般に解されている
- ・憲法13条「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」= **幸福追求権**
- ・幸福追求権を包括的な権利と解し、明文規定のない権利もここから導かれるとする
- ・人権の「インフレ化」(奥平康弘)の懸念から、個人の人格と密接に結び付いたもの、抑圧されている現実のなかで運動をともなうものなどに限定すべきとの主張も

### 13条を包括的な権利保障規定と解する判例

- ・「警察官が、正当な理由もないのに、個人の容貌等を撮影することは、憲法13条の趣旨に反し、許されない」(京都府学連事件、最大判1969.12.24)
- ・プライバシー権は、法的権利として確定 - 「宴のあと」事件(東京地裁1964.9.28)、「石に泳ぐ魚」事件(最判2002.9.24)、講演会参加者名簿提出事件(最判2003.9.12)
- ・環境権については、「個人の生命、身体、精神および生活に関する利益は、各人の人格に本質的なものであって、その総体を人格権ということができ、このような人格権は何人もみだりにこれを侵害することは許されず、その侵害に対してはこれを排除する権能が認められなければならない」(大阪空港訴訟、大阪高裁1975.11.27)と、人格権として構成することで、実質的に認めたものもあるが、一般に判例は環境権の援用に消極的

学説上は、13条の幸福追求権(生命の権利)、25条の「健康な生活を営む権利」から導かれるとするのが一般的

### (2) プライバシー権の展開

- ・アメリカで「一人で放っておいてもらう権利」としてスタート(1890)
- ・日本では、「宴のあと」事件において「私生活をみだりに公開されない法的保障ないし権利」ととらえ、プライバシー情報の要件として、私生活上の事実または私生活上の事実らしく受け取られるおそれのあることから、一般人の感受性を基準にして公開を欲しないであろうことから、一般人には未知のことがら  
= 消極的な権利
- ・プライバシー権が表現の自由に劣ると判定される場合として、プライバシーと考えられる情報の公表が歴史的・社会的な意義をもつような場合、その人の社会的活動の性質や社会に及ぼす影響力などから、その活動に対する批判・評価の一資料として

必要な場合、 知事や市町村長、 国会や地方議会の議員、 またはその候補者など社会一般の正当な関心の対象となる公的立場にある人物について、 その公職への適否を判断するときに資料の一つとして必要と考えられる場合

(「逆転」事件、 最判1994.2.8)

### 自己情報コントロール権 情報化社会

…自分に関する情報の収集・管理・流通・提供など、 その全般的なプロセスを自分がコントロールする権利 = 積極的な権利

私生活の自由 = **自己決定権**として主張されているもの

- ・家族のあり方を決める自由 - 避妊、 妊娠中絶
- ・ライフスタイルを決める自由 - 髮形、 服装
- ・生命の処分を決める自由 - 医療拒否、 尊厳死

### ( 3 ) 新しい人権と改憲論

”環境権やプライバシー権の憲法への明記を主張する側は、 それほどまでそれらの権利擁護に熱心なのか？“

- ・歴代自民党政権による大型開発公共事業
- ・自民・自由・公明三党による盗聴法の強行採決（1999.8.9）  
環境やプライバシー保護に逆行

9条改憲の「地ならし」

…改憲論者の「本気」のターゲットは、 国民の「改憲アレルギー」を一層弱めること

「新しい義務」の創設を伴う「新しい人権」論

- ・「『環境権』とともに『環境保全義務』に関する規定を設けるべき」(自民)
- ・「環境権は、『良好な環境を享受し、 国家及び国民が環境保護に努める』といった趣旨の権利（責務）」(公明)
- ・「情報に関する新しい権利と義務の規定を新たに設ける」(日本会議・新憲法研究会「新憲法の大綱」(2001))

### ( 4 ) 改めて、 憲法とは、 人権とは？

“憲法に明記されると、 それで権利は保障されるのか？”

人権を保障すること 人権を憲法上規定すること

法律による具体化が必要。「環境権、『知る権利』、自己情報コントロール権などについては、 それらの人権を憲法の保障する人権と確認したうえで、 どのような法制度によって具体的に保障するかがもっとも重要な問題」(長岡徹「『新しい人権』と日本国憲法」青年法律家協会弁護士学者合同部会編『平和と人権の時代』を拓く(日本評論社、2004))  
憲法に支えられつつ、 憲法を支える国民の営みや運動があつて権利保障は実現する

- ・憲法25条の生存権規定にもかかわらず、 戦後ながらく生活保護行政は劣悪

「朝日訴訟」など生存権闘争により改善

明文規定が仮にあっても、それを支える国民意識や運動がなければ権利保障は実現しないし、逆に明文規定がなくとも権利保障が実現することはある

- ・憲法 12 条「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」
- ・憲法 97 条「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである」

【参考文献】渋谷秀樹『憲法への招待』(岩波新書、2001) P.62~77